

東京地方裁判所平成21年(ワ)第24208号

原告 荒井晴彦、社団法人シナリオ作家協会

被告 緑山秋子こと西平秋子

答弁書

平成21年9月25日

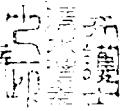
東京地方裁判所民事第40部3A係 御中

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル 8階 B-5

笠原国際法律事務所(送達場所)

電話 03-5214-5007 FAX 03-5214-5006

被告訴讼代理人弁護士 清水 浩幸


第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

請求原因に対する認否は、被告の反論と併せ、追って、準備書面において行う。

被告は本脚本に対して、その準備稿段階から継続して問題を指摘するなどしており、本件事案の事実関係は原告らの主張とは異なる。

以上